

公益社団法人川口法人会入会申込書

法人会の趣旨に賛同し入会いたします。(○印を付す)

- () 正会員
 () 賛助会員 (支店・営業所、個人事業主、管轄外)
 → () 法人会活動に賛同する
 () 法人会の事業に参加したい
 () 制度を利用したい
 () 情報を入手したい
 () 法人会役員の推薦
 () その他()

(本欄にもご記入ください。)

内 容	
所 属 支 部 (○ 印 を 付 す)	第一支部、第二支部、第三支部、第四支部、第五支部、第六支部(草加第一)、第七支部(草加第二)、第八支部(鳩ヶ谷)
ホームページアドレス	http://
メールアドレス	
ご 紹 介 者 名	

法人会使用			
所在地	〒 ー		
フリガナ 法人名			®
フリガナ 代表者名			
電 話		F A X	
設 立 日	年 月 日	決 算 月	月
業 種		資 本 金	万円
関 与 税 理 士	住 所		
	氏 名		

平成 年 月 日

公益社団法人 川口法人会 御中

年会費基準表(H23.4.1より)

区分	年会費	
正会員	資本金 1,000 万円以上	10,800円
	資本金 1,000 万円未満	7,200円
賛助会員		5,000円

- [注]1.会費(年額)は原則として翌年より口座振替となります
 2 代表者同一法人は一律 3,600 円
 3 協同組合.NPO 法人.社団法人等の公益法人は 5,000 円
 4 正会員の途中入会(上記 2.3 を除く)は月割計算で会費をいただきます
 5 支店・営業所は本社名で入会する場合を除き賛助会員です
 6 納入いただいた会費は返還しません

公益社団法人川口法人会定款(抜粋)

- (名 称)
 第 1 条 この法人は、公益社団法人川口法人会(以下「本会」という。)と称する。
 (事務所)
 第 2 条 本会は、主たる事務所を埼玉県川口市に置く。
 (目 的)
 第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。
 (事業)
 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
 (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 (3) 地域社会の健全な発展に資する事業
 (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
 (5) 会員の交流に関する事業
 (6) 会員の福利厚生に関する事業
 (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
 (会 員)
 第 5 条 本会に、次の会員を置く。
 (1) 正 会 員 理事会において別に定める活動領域内に所在する法人または法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同して入会したものの(者)
 (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人または個人
 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
 (入 会)
 第 6 条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める所定の申込手続により入会することができる。
 (会員の権利義務)
 第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

公益社団法人川口法人会

川口市上青木 3-12-18
 埼玉県産業技術総合センター 7F
 電話 048-263-3474
 FAX 048-263-3477
 ホームページ
<http://www.kawaguchi-houjinkai.or.jp/>
 メール
office@kawaguchi-houjinkai.or.jp

個人情報取り扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、広報紙の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

公益社団法人 川口法人会